

三田市告示第132号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による三田市議会議員定数条例改正請求を受理したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条第1項の規定により、条例改正請求代表者の住所、氏名及び請求の要旨を次のとおり告示する。

平成23年6月21日

三田市長 竹内英昭

記

1 条例改正請求代表者の住所及び氏名

三田市下相野1416番地	田 守	榮 子
三田市中町7番5号	北 畑	やゑ子
三田市藍本1168番地1	池 田	須 美
三田市南が丘一丁目34番14号	本 岡	昭 次
三田市富士が丘二丁目2番地2	井ノ口	明 美
三田市東本庄1657番地2	酒 井	由紀美

2 三田市議会議員定数条例改正請求の要旨

別紙のとおり

三田市議會議員定数を二十名に条例改正する請求の要旨

三田市議会は、三月十日に半年以上も継続審査としていた「三田を愛する女性の会」の請願「議員定数を四名減し二十名とする」を不採択とし、議員提案の「議員定数を二名減し二十二名とする」条例改正案を可決しました。

その理由には、行財政改革の一環として二名削減し、将来にわたり歳出の抑制に努めるとしています。行財政改革、歳出の抑制が理由であれば、年間約三千万円の歳出抑制効果がある「四名減」の請願を採択し、定数二十名に改正すべきでありました。

私たちは、平成十九年十二月に数千名の賛同署名を添えて、市議會議員定数を二十%から三十%削減するよう陳情しました。さらに昨年八月三十一日には、四名削減の請願書を議会に提出し受理されています。この経緯からも、今回の単なる数合わせの議員定数二名削減は到底容認できません。しかも、この「議員定数条例改正」は、市民に何ら具体的な説明もない、市民軽視の議員お手盛り条例改正であります。

今、国会では、地域主権改革推進の一環として、地方議會議員定数を地方議会で自己決定する法律改正案が審議されています。

議会改革は時代の流れです。三田市においても、地域主権の進展にともなう市政への市民参加が高まり、市民が行政の意思形成過程に積極的にかかわってきています。市民が主体となる新しい協働と参画の「三田のまちづくり基本条例」の策定も進められています。

市民自治による新しい時代の議会は、議員を可能な限り減員し「少数精鋭」を原則に、危機管理と市民の安全・安心が任せられる、より高度な専門的機能を果たす地方立法府として変革されるべきです。

議員には、地域代表でなく三田市民代表としてふさわしい報酬や政策立案経費の支給が必要です。

さらに、新しい議会には、機能が拡充された議会事務局が、議員の立法作業や議会運営を援助し、さらに、市民や大学等の協力を得て、議会独自のシンクタンクを創る等、議会の立法機能強化が求められます。

その議会改革の第一歩が「議員定数二十名」であります。

三田市議會議員定数条例を二十名と改正されるよう請求いたします。